

令和7年2月28日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

文化スポーツ観光常任委員会資料

(令和7年2月26日付託分)

文化スポーツ観光局

目 次

令和7年度当初予算

ページ

- 1 令和7年度当初予算の内容【文化スポーツ観光局関係】…………… 1
- 2 令和7年度一般会計当初予算歳出の主な事業【文化スポーツ観光局関係】…………… 2
- 3 令和7年度一般会計当初予算継続費について【文化スポーツ観光局関係】…………… 11
- 4 令和7年度一般会計当初予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】…………… 13

令和6年度2月補正予算（その1）

- 5 令和6年度2月補正予算（その1）の内容【文化スポーツ観光局関係】…………… 15
- 6 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）継続費について【文化スポーツ観光局関係】…………… 16
- 7 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費について
【文化スポーツ観光局関係】…………… 17

議案（令和6年度条例その他）

- 8 収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要【文化スポーツ観光局関係】…………… 18
- 9 神奈川県立県民ホール条例の一部を改正する条例の概要…………… 20
- 10 神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部を改正する条例の概要…………… 22
- 11 神奈川県立音楽堂条例の一部を改正する条例の概要…………… 23

1 令和7年度当初予算の内容【文化スポーツ観光局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				備 考
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	そ の 他		
(款) 総務費	10,579,977	10,542,165	37,812	64,168	35,000	1,741,286	8,739,523	
(項) 文化スポーツ 観光費	10,579,977	10,542,165	37,812	64,168	35,000	1,741,286	8,739,523	
小 計	10,579,977	10,542,165	37,812	64,168	35,000	1,741,286	8,739,523	
	-	-	-	-	-	15,147	△15,147	その他 特定収入
一般会計 計	10,579,977	10,542,165	37,812	64,168	35,000	1,756,433	8,724,376	

2 令和7年度一般会計当初予算歳出の主な事業【文化スポーツ観光局関係】

(1) 2款 総務費 9項 文化スポーツ観光費

- ・ 国際交流・協力事業費 79,560千円
本県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域による交流会議や青少年スポーツ交流事業、京畿道との友好提携35周年記念事業など、世界の地域・人との交流の推進に向けた各種事業を実施する。

- 一部^新・ 地域国際化推進費 201,752千円
外国籍県民等が安全・安心に過ごすことができるよう「多言語支援センターかながわ」や「医療通訳派遣システム」の運営など、多言語による生活支援の充実を図るほか、地域における日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また、令和7年8月に開催される第9回アフリカ開発会議の機運醸成を図るほか、ベトナムとの交流を促進するため「ベトナムフェスタ in 神奈川」及び「KANAGAWA FESTIVAL」の開催の支援等を行う。

- ・ (公財) かながわ国際交流財団補助金 102,000千円
多文化共生の地域社会づくりを推進するため、(公財) かながわ国際交流財団の多文化共生に係る事業や国際人材育成事業等に対して補助する。

- ・ 海外渡航事務費 512,973千円
パスポートの申請受理及び交付等の発給事務を、パスポートセンター本所、川崎支所、県央支所及び小田原出張所で行う。

- ・ 地球市民かながわプラザ管理運営費 536,552千円
ア 指定管理費 294,553千円
地球市民かながわプラザ(横浜市栄区小菅ヶ谷)の展示学習事業、外国籍県民支援事業、NPO等活動支援事業等を実施するとともに、施設の管理運営を行う。

- ・ 県美術展開催費 7,853千円
 県内中学生・高校生を対象とした公募美術展を開催することで、作品発表の機会を提供し、創作活動の支援を行うことにより、人材の育成を図る。
- ・ 地域文化振興事業費 14,000千円
 文化芸術の振興による創造性豊かな地域づくりのため、負担金を拠出する。
- ・ 伝統芸能等普及振興事業費 19,563千円
 多くの県民に伝統芸能に親しむ機会を提供するため、伝統芸能関係団体等と協力して各種公演を開催するとともに、伝統芸能の担い手の育成を図る。
- ・ 青少年舞台芸術活動推進事業費 15,675千円
 青少年の芸術創造活動の推進や情操豊かな児童の育成のため、青少年センターにおいて、青少年に舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、舞台制作の支援を行う。
- ・ 子育て世帯文化芸術体験促進事業費 1,000千円
 子育て世帯が気軽に文化芸術を鑑賞・体験できるようにするために、県立文化施設における公演の託児サービスの拡充を実施する。
- ⑨ ・ 国際園芸博覧会出展事業費 363,788千円
 県のステージ出展において利用する中催事場の県使用分に係る建設費を負担するとともに、県の出展テーマである「Vibrant INOCHI」を来場者にわかりやすく伝えるオリジナルミュージカルの上演に向けた準備を行う。
- 一部⑨ ・ 生涯スポーツ費 29,961千円
 スポーツに親しむきっかけを創り、スポーツの習慣化を図るため、生涯スポーツの普及・啓発を継続的に行う。また、部活動の地域移行に不可欠な指導者の確保を質量ともに促進するため、「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」をシステム化するとともに、これまで対面で開催していた「地域クラブ活動指導者研修講座」をオンライン化する。

- ・ かながわパラスポーツ推進事業費 36,479千円
 「かながわパラスポーツ」の普及推進のため、市町村や団体と連携し、かながわパラスポーツフェスタや体験会等を開催するとともに、貸出用具等の購入によりパラスポーツの環境整備を行う。また、スポーツセンター（藤沢市善行）や特別支援学校の体育施設等を活用して、スポーツ教室等を開催する。

- 一部⑨ ・ 競技スポーツ費 392,730千円
 世界で活躍する神奈川育ちの国際レベルの選手を育成するため、団体への支援や国民スポーツ大会への選手等の派遣、スポーツに関する各種表彰事業を実施する。また、子どもを中心にスポーツに親しむ機会を増やすため、様々なスポーツを体験できるイベント等を開催する。

- ・ 障害者スポーツ費 73,425千円
 障がい者スポーツの普及推進を図るため、県障害者スポーツ大会や精神障がい者を対象としたスポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会等への選手団の派遣や知的障がい者を対象としたスポーツ大会である「神奈川県ゆうあいピック大会」の開催支援を行う。また、障がい者スポーツの振興及び県民の障がい者スポーツに対する理解促進を図るため、障害者スポーツサポーター養成講習会を開催し、障がい者スポーツを支える人材を養成する。

- ・ 高齢者スポーツ費 36,250千円
 高齢者の社会参画や健康・生きがいづくりを支援するため、高齢者のスポーツや文化活動の成果を発表する「ゆめかながわシニアフェスタ」を開催するとともに、岐阜県で開催予定の全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック）へ選手団の派遣等を行う。

- 一部⑨ ・ アスリート育成事業費 39,296千円
 神奈川育ちのアスリートを早期かつ計画的に発掘・育成するため、動作習得に最適な時期とされる9歳～12歳の児童を対象に、運動能力テストやタレント育成プログラム等を実施するとともに、その後の中高生向けのサポートを県内競技団体と連携して行う。また、神奈川育ちの障がい者アスリートの競技の継続及び競技力向上のため、アスリートや指導者へ競技活動費の支援を行う。

- 一部⑨・ スポーツツーリズム推進事業費 28,740千円
 スポーツを通じた地域活性化に向けて、宿泊を伴うサイクルツーリズムを推進するため、滞在型ルートプランの開発・発信やデジタルスタンプラリーを実施する。
- ・ スポーツ施設費 922,361千円
 - ア 維持運営費 333,985千円
 県立スポーツ施設を適切に運営するため、施設の維持管理等を行う。また、県立スポーツ施設の競技環境を整備するため、山岳スポーツセンター（秦野市戸川）のクライミングウォールの着地エリアの舗装工事等を行う。
 - イ 指定管理費 149,417千円
 県民のスポーツの振興に寄与するため、県立スポーツ施設の管理運営を行う。
 - ウ 施設整備費 17,000千円
 スポーツセンターの円滑な利用に資するため、駐車場事前精算機を整備する。
 - エ スポーツセンター球技場1天然芝改修工事費 93,000千円
 スポーツセンターの競技環境を整備するため、球技場1の天然芝張替工事を行う。
 - オ スポーツセンター球技場1観客席改修工事費 22,000千円
 スポーツセンターの観戦環境を整備するため、球技場1の観客席の防水改修工事等を行う。
 - カ スポーツセンター特定事業費 306,959千円
 県民のスポーツの振興に寄与するため、スポーツセンターの管理運営を行う。

- 一部⑨・ スポーツ共生社会推進費 103,525千円
東京2025デフリンピックの開催を契機に、聴覚障がい者への理解や障がい者スポーツの推進を図るため、大会前イベントの開催や、海外選手団の事前キャンプの受入れ等により、大会の機運醸成を行う。また、県内で開催されるプロスポーツの試合等において、障がい者が臨場感を味わいながら楽しく応援できる方法等について、実証事業を行う。

- ⑨・ アーバンスポーツ推進事業費 27,938千円
子どものスポーツ実施率の向上を図るため、スケートボードをはじめとするアーバンスポーツの普及を促進する取組として、体験会などを実施する。

- ・ 観光振興計画推進事業費 67,882千円
「第5期神奈川県観光振興計画」で掲げる地域の観光消費額増加に向けて、データに基づく施策をより一層推進するため、国内外観光客の動態データや、消費動向等を基にしたデータを収集・分析する。

- ・ 地域観光活性化事業費 25,407千円
国内外の観光客の誘致を促進し、地域経済の更なる活性化を図るため、神奈川県観光魅力創造協議会の運営及び事業支援を行い、観光コンテンツの発掘・磨き上げや、魅力的な周遊コースの開発等を行う。また、外国人観光客の誘致を促進するため、自然、歴史、食、文化等の観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成し、「かながわ認定観光案内人 (Official Kanagawa Tour Guide)」として認定するほか、県内各地域の観光振興を図るため、市町村、各観光協会、民間事業者と連携した観光キャンペーン等を実施する。

- ・ 観光プロモーション推進事業費 447,337千円
- 一部⑨ア 国内観光プロモーション推進事業費 215,211千円
国内観光客の誘致を促進するため、旅行者の関心が高いテーマに応じたプロモーション等を行うとともに、新たにGREEN×EXPO 2027を契機とした観光振興として、JRと地域が共同で実施する「デスティネーションキャンペーン」を横浜市と連携して行う。

- 一部⑨イ かながわ観光連携エリア推進事業費補助 150,000千円
横浜・鎌倉・箱根に次ぐ、多くの観光客が訪れる魅力ある観光地域づくりを推進するため、「観光の核づくり地域(城ヶ島・三崎、大山、大磯)」が周辺地域と連携して形成した「かながわ観光連携エリア」が行う周遊を促す取組等に対して新たに補助する。
- 一部⑨ウ 国際観光プロモーション推進事業費 82,126千円
外国人観光客の誘致を促進するため、新たに都内滞在中の観光客に対する「旅ナカ」のプロモーションや、近隣自治体との連携による訪日観光プロモーション等を実施する。また、外国語観光情報ウェブサイトやSNSを活用して本県の観光情報を多言語で発信等を行う。
- ⑨・ かながわDMO補助金 274,311千円
国内外の観光客の誘致を促進し、地域経済の更なる活性化を図るとともに、かながわDMOとの連携・分担による県の業務見直しを進めるため、かながわDMOが行う観光プロモーション事業に対して補助する。
- ・ 観光客受入環境整備事業費 32,618千円
観光客が快適に滞在できる環境づくりや新たな観光需要に対応するため、民間事業者が行う多言語表記の整備やDX整備等に対して補助する。

3 令和7年度一般会計当初予算継続費について【文化スポーツ観光局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(新規設定)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	年 割 額	左の財源内訳										一 般 財 源
			特 定 財 源			一 般 財 源							
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他								
2 総務費	7	千円 40,000	千円 -	千円 -	千円 -	千円 40,000	千円 -	千円 -	千円 40,000	千円 40,000	千円 -	% 41	
9 文化スポーツ 観光費	8	58,000	-	-	-	58,000	-	-	-	-	58,000	-	
県民ホール神奈 川芸術劇場搬入 リフト更新工事 費	計	98,000	-	-	-	98,000	-	-	40,000	40,000	58,000	41	

(変 更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 支 出 予 定 額	繼 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	区 分	年 割 額	左の財源内訳									一 般 財 源
				特 定 財 源									
				国 庫 支 出 金	県 債	そ 他							
2 総務費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
9 文化スポーツ 観光費 スポーツセン ター球技場1天 然芝改修工事費	6	補正前 の額	109,000	-	-	-	109,000	-	-	-	-	54	
		補正 の額	-	-	-	-	-	109,000	-	109,000	-		
		補正後 の額	109,000	-	-	-	109,000	-	-	-	-		
	7	補正前 の額	93,000	-	-	-	93,000	-	-	93,000	93,000	-	46
		補正 の額	-	-	-	30,000	△30,000	-	-	93,000	93,000	-	
		補正後 の額	93,000	-	-	30,000	63,000	-	-	-	-	-	
	計	補正前 の額	202,000	-	-	-	202,000	-	-	93,000	202,000	-	100
		補正 の額	-	-	-	30,000	△30,000	-	109,000	93,000	202,000	-	
		補正後 の額	202,000	-	-	30,000	172,000	-	-	-	-	-	
2 総務費	6	補正前 の額	58,000	-	42,000	-	16,000	-	-	-	-	-	73
		補正 の額	-	-	-	-	-	-	58,000	-	58,000	-	
		補正後 の額	58,000	-	42,000	-	16,000	-	-	-	-	-	
	7	補正前 の額	22,000	-	-	-	22,000	-	-	22,000	22,000	-	27
		補正 の額	-	-	16,000	-	△16,000	-	-	22,000	22,000	-	
		補正後 の額	22,000	-	16,000	-	6,000	-	-	-	-	-	
	計	補正前 の額	80,000	-	42,000	-	38,000	-	-	22,000	80,000	-	100
		補正 の額	-	-	16,000	-	△16,000	-	58,000	22,000	80,000	-	
		補正後 の額	80,000	-	58,000	-	22,000	-	-	-	-	-	

4 令和7年度一般会計当初予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					千円	千円	千円
かながわアートホール指定管理費	630,000	前年度末までの支出(見込)額	令和6年度	-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～ 令和11年度	630,000		そ の 他	2,145
						一般財源	627,855
国際園芸博覧会文化出展事業費	363,132	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～ 令和9年度	363,132		そ の 他	363,132
						一般財源	-
国際園芸博覧会催事場共同利用費	825,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～ 令和10年度	825,000		そ の 他	-
						一般財源	825,000
部活動地域移行広域人材バンクシステム開発運営費	14,290	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～ 令和9年度	14,290		そ の 他	-
						一般財源	14,290
スポーツセンター維持運営費	11,942	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～ 令和16年度	11,942		そ の 他	-
						一般財源	11,942
西湘スポーツセンター指定管理費	112,302	前年度末までの支出(見込)額	令和6年度	-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和7年度～ 令和11年度	112,302		そ の 他	4,261
						一般財源	108,041

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
武道館指定管理費	千円 244,500	前年度末 までの支出 (見込)額	令和6年度	—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和11年度	244,500		そ の 他	15,245
						一般財源	229,255
スポーツ会館指定 管理費	126,884	前年度末 までの支出 (見込)額	令和6年度	—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和11年度	126,884		そ の 他	4,773
						一般財源	122,111
スポーツセンター 等特定事業費	26,367,253	前年度末 までの支出 (見込)額	平成29年度 ～ 令和6年度	18,556,913	特定 財源	国庫支出金	—
			令和7年度 ～ 令和16年度	7,810,340		県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和7年度 ～ 令和16年度	7,810,340		そ の 他	—
						一般財源	7,810,340

5 令和6年度2月補正予算（その1）の内容【文化スポーツ観光局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	そ の 他		
(款) 総務費	10,627,192	△201,924	10,425,268	△18,576	△21,000	△57,587	△104,761	
(項) 文化スポーツ 観光費	10,627,192	△201,924	10,425,268	△18,576	△21,000	△57,587	△104,761	県民ホール神奈川芸術劇場管理運営費 △41,320 スポーツ施設費△71,571 観光需要喚起策実施事業費 58,465
小 計	10,627,192	△201,924	10,425,268	△18,576	△21,000	△57,587	△104,761	
	-	-	-	-	-	8,000	△8,000	その他特定収入
一般会計 計	10,627,192	△201,924	10,425,268	△18,576	△21,000	△49,587	△112,761	

6 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）継続費について【文化スポーツ観光局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前前年 度末ま での 支出額	前年度 末まで の支出 (見込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 まで の 支 出 予 定 額	翌年度 以降の 支 出 予 定 額	継続 費の 総額 に対 する 進捗 率	
	年度	区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国庫 支出金	県 債	その他							
2 総務費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
9 文化スポーツ 観光費	5	補正前 の 額	54,000	-	32,000	8,000	14,000						
		補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	22,688	-	22,688	-	13
		補正後 の 額	54,000	-	32,000	8,000	14,000						
地球市民かなが わプラザ空調設 備更新工事費	6	補正前 の 額	145,000	-	87,000	21,000	37,000						
		補 正 の 額	△27,000	-	△15,000	△3,000	△9,000	-	-	149,312	149,312	-	87
		補正後 の 額	118,000	-	72,000	18,000	28,000						
計	計	補正前 の 額	199,000	-	119,000	29,000	51,000						
		補 正 の 額	△27,000	-	△15,000	△3,000	△9,000	-	22,688	149,312	172,000	-	100
		補正後 の 額	172,000	-	104,000	26,000	42,000						
2 総務費	5	補正前 の 額	14,000	-	10,000	-	4,000						
		補 正 の 額	-	-	-	-	-	-	5,330	-	5,330	-	8
		補正後 の 額	14,000	-	10,000	-	4,000						
9 文化スポーツ 観光費	6	補正前 の 額	62,000	-	49,000	-	13,000						
		補 正 の 額	△11,000	-	△6,000	-	△5,000	-	-	59,670	59,670	-	92
		補正後 の 額	51,000	-	43,000	-	8,000						
計	計	補正前 の 額	76,000	-	59,000	-	17,000						
		補 正 の 額	△11,000	-	△6,000	-	△5,000	-	5,330	59,670	65,000	-	100
		補正後 の 額	65,000	-	53,000	-	12,000						
神奈川近代文学 館エレベーター 改修工事費													

7 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費について【文化スポーツ観光局関係】

（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費			57,457
	9 文化スポーツ 観光費		57,457
		地球市民かながわプラザ管理運営費	26,045
		かながわアートホール管理運営費	15,412
		スポーツ施設費	16,000
文化スポーツ観光局計			57,457

8 収入証紙に関する条例を廃止する条例の概要【文化スポーツ観光局関係】

(1) 廃止の理由

収入証紙制度の廃止に伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年10月1日

イ 経過措置

この条例の施行の日前に廃止前の収入証紙に関する条例第5条第1項の規定により販売された証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間に限り、なお従前の例により証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料の納付のために使用することができる。

文化スポーツ観光局関係

名称
一般旅券発給手数料
一般旅券渡航先追加手数料

9 神奈川県立県民ホール条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県民ホール本館の休館に伴い、指定管理者が管理する施設等の対象範囲を見直すとともに、物価高騰の影響等に対応するため、神奈川芸術劇場の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 本館を県直営施設とすることに伴う改定

指定管理者による管理の範囲から本館を除く。（改正後の第3条、第5条、第9条第2項及び第3項、第10条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条第1項及び第2項、第17条、第18条及び別表第1関係）

イ 神奈川芸術劇場の施設利用料金の改定

ホール、スタジオ、楽屋及び駐車場について、利用料金の上限額を新たに定める。（改正後の別表第2関係）

ウ 神奈川芸術劇場の設備利用料金の改定

楽器、舞台設備、ホール及びスタジオ照明セット、その他の照明設備、ホール及びスタジオ音響セット、その他の音響設備、映写設備及び持込器具使用電力料について、利用料金の上限額を新たに定める。（改正後の別表第2関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。

（改正後の第16条及び第19条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、(3)イについては公布の日。

イ 経過措置

(ア) 神奈川県立県民ホール条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川芸術劇場利用に係る利用料金について、改正後の別表第2の規定の例により、神奈川県立県民ホール条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

- (イ) (3)イ(ア)の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に、承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、改正後の規定による知事の承認を得た額とする。

10 神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、近代文学館の利用料金の上限額の引上げについて、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設利用料金の改定

ホール、会議室及び和室について、利用料金の上限額を新たに定める。（改正後の別表第1関係）

イ 観覧利用料金の改定

展示の観覧について、利用料金（特別展を除く）の上限額を新たに定める。（改正後の別表第2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、(3)イについては公布の日。

イ 経過措置

(ア) 神奈川県立神奈川近代文学館条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立神奈川近代文学館の施設の利用及び展示室に展示している近代文学資料の観覧に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立神奈川近代文学館条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

(イ) (3)イ(ア)の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に、承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、改正後規定による知事の承認を得た額とする。

11 神奈川県立音楽堂条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、音楽堂の利用料金の上限額の引上げを行うなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設利用料金の改定

ホールについて、利用料金の上限額を新たに定める。（改正後の別表第1関係）

イ 設備利用料金の改定

楽器、舞台設備、照明セット、その他の照明設備、音響セット、その他の音響設備、映写設備及び持込器具使用電力料について、利用料金の上限額を新たに定める。（改正後の別表第2関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和8年4月1日。ただし、(3)イについては公布の日。

イ 経過措置

(ア) 神奈川県立音楽堂条例第5条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立音楽堂の利用に係る利用料金について、改正後の別表第1及び別表第2の規定の例により、神奈川県立音楽堂条例第12条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

(イ) (3)イ(ア)の場合において、当該承認を得た日の翌日からこの条例の施行の日の前日までの間に、承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、改正後の規定による知事の承認を得た額とする。